

補助金調書

補助金名	福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部高齢福祉課 (TEL: 711-4881)	
交付先	団体	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第44条の指定を受けた公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会に加盟する団体であり、市内で唯一同法第38条に定める業務を行う団体として位置付けられているため、補助金の目的から非公募としている。					
補助開始年度	昭和58	年度	経過年数	37	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第36条において、地方公共団体は、臨時的就業、軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業に関する相談を実施し、就業の機会を提供する団体を育成し、その他必要な措置を講ずるよう努めることが求められているため、定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加を図ること等を補助金の目的とし、対象者を公益社団法人福岡市シルバー人材センターとしている。 補助対象事業は、高齢者の就業に関する情報の収集、提供、調査研究及び相談並びに同法第38条第1項各号に定める業務等					
補助金の終期	令和元	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、市内で唯一「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第38条に定める業務を行う法人として、「臨時的就業」又は「その他の軽易な業務」を希望する高齢者に対し、就業の機会を確保・提供しており、今後も高齢者の能力の活用や活躍の場を提供する事業の展開が期待できる。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費：人件費、管理費、事務費、その他市長が特に必要と認める経費 算定方法：補助対象経費のうち、国からの補助金の額を差し引いた残額の3/4以内として、当該年度の予算額を上限額とする。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	77,416 千円	77,416 千円	79,726 千円	74,909 千円		
前年度補助事業の主な実施概要	公益社団法人福岡市シルバー人材センターの運営経費の一部を助成 ・人件費：57,576千円 ・管理費：14,546千円 ・事務費：1,894千円 その他(就業機会創出・拡大事業)：3,400千円					
補助金交付による効果	高齢者の生きがいづくりの推進に加え、高齢者の多種多様な知識や経験、技術ひいては活力といった社会資源を地域社会に還元している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。